## 事業評価の結果(評価対象)

福祉サービス種別 訪問看護 第3

第三者評価の判断基準

事業所名(施設名)訪問看護ステーションりんどう

a・・・着眼点をすべて実施している状態

b・・・着眼点が一つでも実施していないものがある状態

c・・・着眼点を一つも実施していない状態

実施していない状態

実施している状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼点		講 評 (評価細目ごと)
適切な福祉サービスの宝	1利用者本位の福祉サービ	(1) 利用者を尊重 する姿勢を明 示している。	利用者を尊重し たサービス提供 についても での取り の取っている。	a )	156	サービス提供の理念や基本方針を定めた文書に、利用尊重についての記載がある。 サービスの標準的な実施方法を定めたマニュアルに、者の尊重に関する記載がある。 利用者尊重や基本的人権への配慮をテーマとした勉強研修会を、年1回以上実施している。 利用者の尊厳を損なう言動や身体拘束、虐待等を防止ため「職員行動規範」を定めている。	利用	用される皆様お一人おひとりの人格を尊 重し・・"また、「訪問看護業務の流
実施	ス		利用者のプライ バシー保護に関 する規程・マ ニュアル等を整 備している。	a )		サービスの標準的な実施方法を定めたマニュアルに、者のプライバシー保護に関する記載がある。 利用者のプライバシー保護や、社会福祉事業に携わるしての姿勢・意識をテーマとした勉強会・研修会を、回以上実施している。 利用者の訪問看護計画(又はサービス提供記録)の中利用者のプライバシーに配慮したサービス提供を行うは行った)旨の記載がある。	·者と 年1 に、	ニュアルを整備し、マニュアルにそって サービスを実施している。研修も行い、 内容を確認している。 病名の告知等、家族や本人の状況に配 慮している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼点	講 評 (評価細目ごと)
	1	(2) 利用者満足の 向上に努めて いる。	利用者満足の向 上を意図した仕 組みを整備し、	a )	162	サービス提供の理念や基本方針を定めた文書に、利用者 足の向上を図る旨の記載がある。	満 パンフレットにサービス向上に努める 旨が明記されており、事務局が担当して 利用者満足に関するアンケートを実施し
		V 1 & 0	取り組みを行っ ている。		163	利用者満足に関する調査・アンケートを年 1 回以上行っいる。	ている。アンケート結果は、サービス向上に向け、結果集計・考察・改善策・反映とプロセスに沿って取り組んでいる。
					164	利用者満足を把握する目的で、利用者への個別の相談面 や聴取を年1回以上行っている。	接 講演会開催時のアンケートにも、充実 してほしいサービス等の設問を設け日常 業務に活かしている。
					165	利用者の家族との面談等により、家族の満足度や要望を 握している。	
					166	利用者満足に関する調査の担当者(担当部署)を定めて る。	-
					167	調査結果に関する検討会議を設置している。	
					168	調査結果の分析や検討内容に関する記録がある。	
					169	検討結果に基づいて具体的な改善策を立て、実施した記がある。	録
		(3) 利用者が意見 等を述べやす	利用者が相談や 意見を述べやす	a )	170	利用者からの意見・要望等を受け付ける相談窓口を設置 ている。	け付ける相談窓口が設置されている。重
		い体制を確保 している。 	い環境を整備し ている。		171	利用者からの意見・要望等に対する担当者及び責任者を めている。	定 要事項説明書は、相談室に掲示されており、利用者や家族には、契約時や定期訪問で説明をして、周知している。また、
					172	重要事項説明書に、当該事業所の相談窓口及び電話番号 担当者・責任者の氏名を明記している。	
					173	重要事項説明書の当該部分を事業所内の見やすい場所に 示している。	
					174	事業所便り等に相談窓口や相談方法を載せることにより 利用者に周知している(年1回以上)。	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
					175	意思の疎通が困難な利用者に対して、手話、筆記や成年 見制度の利用が用意されている。	後
					176	事業所のおいて利用者や家族が相談や意見を述べる場合利用者等のプライバシー保護に配慮している(会議室を用する、ついたて等で周囲から遮蔽する、音声が周囲にれないように職員の机等から十分な距離をとる等)。	利
					177	市町村が実施する介護相談員を受け入れている。 市町村か実施していないので <mark>非該当</mark>	

評価対象	評価分類	評	価	項目	■	評	価	細	■	評価	着		眼点	講 評 (評価細目ごと)
	1	(3)						決の仕		a )		178	苦情相談窓口を設置している。	苦情受付窓口を設置し、重要事項説明
						3		≧立され ]知・機 \る。				179	苦情受付担当者及び苦情解決責任者を定めている。	書に当該事業所と公的機関の相談窓口の 内容が明記されており、相談室に掲示し てある。
												180	第三者委員を設置している。	苦情・意見・相談・事故対応マニュアルがあり、苦情・事故の経路と対応処理
												181	重要事項説明書に、当該施設の苦情相談窓口及び電話 号、苦情受付担当者・苦情解決責任者の氏名を明記し る。	る の流れが明記されている。また、苦情・ これ 相談記録があり、同様の苦情がでないように経験を活かして取り組まれている。
												182	重要事項説明書に、公的な苦情受付窓口として、市町 護保険担当課、長野県国民健康保険団体連合会、長野 会福祉協議会(福祉サービス運営適正化委員会)及び ぞれの電話番号を明記している。	₹社 即日対応をしている。内容や結果につい
												183	重要事項説明書の当該部分を施設内の見やすい場所に している。	<b>3</b> 示
												184	施設便り等に苦情相談窓口や苦情解決方法を載せるこより、利用者に周知している(年1回以上)。	:  こ
												185	苦情の受付から解決、結果の公表までの手続きを定め 「対応マニュアル」がある。	
													利用者や家族に対して、苦情記入カードの配布や匿名 ケート実施など利用者や家族が苦情を申し出やすい工 行っている。	
												187	苦情解決記録(受付、原因究明、検討内容、結果、公 至るプロセスの記録)があり、適切に保管している。	₹IC
												188	苦情に対して即日の対応が行われている ( 苦情解決記より確認 )。	<b>表に</b>
												189	苦情への検討内容や対応策を、苦情を申し出た利用者 族等に文書で通知している。	家
												190	苦情を申し出た利用者や家族等に配慮した上で、苦情 及び解決結果等を公表している。	3容
												191	苦情解決責任者は全ての苦情とその対応結果を把握し る(苦情解決記録により確認)。	
												192	苦情解決の経験が蓄積・活用され、同様の苦情が繰り 発生していない(苦情解決記録により確認)。	<u>ق</u> ال

評価対象	評価分類	評	価	項	目	評	価	細	目	評価	着	Ī	眼点	į	講 評 (評価細目ごと)
	1	(3)				:	見等し	こ対し	らの迅ししてい	a )		194 195 196 197 198	意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、の検討等について規定した「対応マニュアル」を整合いる。 意見等への対応記録(受付、検討内容、結果、公表してして、対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見がのあった利用者には、検討に時間がかかる場合も状況やかに報告している(対応記録により確認)。 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。 意見等への検討内容や対応策を、意見等を申し出たでや家族等に文書で通知している。 意見等を申し出た利用者や家族等に配慮した上で、第の内容及び対応策等を公表している。 要望や意見等により具体的にサービスを改善した事代る。	を 備 に た 提 を 提 を 用 見 見 の の の の の の の の の の の の の の の の の	ルに沿って取り組みを行い、迅速に対応 している。 日常業務のなかで出された意見、アン ケート結果等、改善に努めている。内容 等は、広報紙に掲載している。 改善の事例として、自費看護サービス
						:	述べ <i>†</i> を保言 みがひ	と利用 獲する 確立る 割知	見等を 胃者仕れ きされ ・機	a )		201	「就業規則」「利用契約書」「対応マニュアル」に、 や意見等を述べた利用者に対して不利益な扱いをして らない旨の規定を設けてある。 重要事項説明書等に、「万が一不利益な扱いを受けれる。 は、事業所として責任ある対応をとるので、責任者に 旨申し出願いたい」旨が明記されている。 苦情や意見等を述べた利用者に対して不利益な扱いを た職員に対する処分が定められている。	た場合 にその	に、苦情や意見を述べても、"不利益な 扱いをすることは決してありませ ん。・・・"と明記されている。

評価対象	評 価分 類	評価項目	評価細目	評価	着	眼点	講 評 (評価細目ごと)
	2 <del>サ</del> 	(1) 質の向上に向 けた取り組み を組織的に	サービス内容に ついて定期的に 評価を行う体制	a )	203	定められた評価基準に基づいて、年に1回以上自己評価を 行っている。	今回が初回の受審であり、管理者、事 務担当者を中心に職員全員で取り組んで いる。
	ビス	行っている。	を整備している。		204	第三者評価を定期的に受審している。	理事会、総会、運営委員会、内部監査 が実施され、定款に基づき適正な事業運
	の質				205	内部監査を毎年実施している。	営に努めている。
	の 確				206	評価に関する担当者・担当部署が設置されている。	
	保				207	評価結果を分析・検討する場が、組織として定められ実行 されている。	
		(1)	評価の結果に基 づき組織として	a )	208	職員の参画により評価結果の分析を行っている。	自己評価から明確になった課題に対し て、迅速に改善策を実行している。
			取り組むべき課 題を明確にし、		209	分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。	改善課題に向けて、職員の定例カン ファレンスにて検討、共有している。
			改善策・改善実 施計画を立て実			職員間で課題の共有化が図られている。	評価結果に基づいて、改善策・改善計 画の実施、見直しなど段階的にPDCAサイ
			施している。		211	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定している。	クルを継続的に実施していくことが期待    される。 
					212	改善策や改善計画の実施状況の評価を実施している。	
					213	必要に応じて改善策・改善計画の見直しを行っている。	
		(2) 提供するサー ビスの標準的 な実施方法が 確立してい る。	提供するサービ スについて標準 的な実施方法を 文書化も、サー ビスを提供して いる。	a )		次の内容に関してサービスの標準的な実施方法が文書化されている。 (1)訪問看護職員が遵守するきまり (2)報告、連絡、記録の方法 (3)疾患・症状別のケア (4)緊急・急変時の対応 (5)口腔ケア	ニュアルが文書化され、留意点(予防的 視点や事故防止)、利用者のプライバ シーへの配慮なども含まれている。ま た、疾患や症状に応じたケアについての 専門書も事業所で購入しており、イン ターネットがらの情報も活用している。
					215	新規利用者と契約し、アセスメントから担当者選定、同行 訪問、再調整に至る業務手順が文書化されている。	順が文書化されている。 定例カンファレンスなどで事例検討や
					216	マニュアルはいつでも閲覧できる場所に備え付けられている。	マニュアルの見直し、経過記録、朝会で の報告などで管理者は定期的にサービス の提供について検証している。
					217	マニュアルを用いた研修や個別の指導を行っている。	
					218	管理者は、マニュアルに基づいてサービスが提供されているかどうかを定期的に確認している。	

						7			
評価対象	評価分類	評価項	目	評価細目	評価	着	眼	点	講 評 (評価細目ごと)
	2	(2)		標準的な実施方 法について見直 しをする仕組み が確立してい る。	a )		サービスの標準的な実施方法のマニュアルを見直検討会議が毎年1回以上開かれている。 職員や利用者等からの意見や提案をもとにマニュ直した具体的事例がある。		時に記録するなど工夫されている。 マニュアルの見直しは、定例カンファ
		(3) サービス の記録を に行ってい る。	動切	利用者に関する サービス実施状 況の記録を適切 に行っている。	a)	222	利用者一人ひとりの個人記録(台帳)があり、親連絡先、主治医・通院先、投薬、障害と注意点、忌、担当の介護支援専門員、他に利用するるサービなどが書かれ、担当の不在時にも対応できるよう備、更新されている。 訪問看護職員の記録は、作業内容の記録ではなくの利用者の状況に対して、ある目的のために何をの結果がどうであったかを記録した内容になって記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じなに、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をる。	疾ス情 、行い いまな業者整 時そ ら よう こう	業務の記録方法を統一している。 個人記録ファイルは、訪問時の必要情報と留意点が工夫して綴じられている。 状況ごとに用意された記録様式に則り、訪問ごとの記録、月末には報告書、
				利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a )	225 226 227 228 229 230	記録管理の責任者が設置されている。 利用者の記録の保管、保存、廃棄に関する規程を る。 利用者や家族等から情報の開示を求められた場合 規程を定めている。 就業規則や雇用契約書に守秘義務の規定がある。 退職後の守秘義務について、職員から誓約書をと る。 個人情報の利用について、契約時に利用者及びそら同意書を得ている。 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観職員に対し教育や研修が行われている。 職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している	に関する ってい の家族か 点から、	て職員研修を実施し、個人情報利用、守 秘義務、情報開示など規程を整備し、適 正な管理に努めている。 電子データはバックアップをとり、セ キュリティにも配慮、外部流出しない管 理体制に努めている。

評価対象	評価分類	評	価	項	目	評	価	細目		評価	着		眼	点	講 評 (評価細目ごと)
	2			に必要			に関している。 は録のでは、 は録のでは、 は録のでは、 は録のでは、 はいままれば、 はいまままれば、 はいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	書き方、	を化	a )	23	233		を備されている。 ・レンスの定期的な開 ではなく「何のために	ト」が利用を活用している。
				<b>ピートを</b> ている		<u> </u>	等につ	でき事 いての り り してい	項 個		23	235	状態に対し、どのような考えによって 結果がどうであったか」という目標に 記載が含まれているか。 個別の利用者ごとに、身体の状況など	で何を働きかけ、その 向けた援助としての だについて注意して報	記録となるよう努めている。目標に向けた援助となるようの記載は、毎月の経過報告でいる。日標に向対は、毎月の経過では、毎月の経過では、毎月の経過では、毎日のでででは、一日のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のには、1000円
					-	- (	職員の 十分に の気持	「ルの際」 言い分 間き、 舌を受け 仕組み」	もそけ	a )			職員との話し合いの内容やその後の訪 に関する記録がある。 利用者からの苦情などを受けた場合、 からの意見を聴取することが「苦情対 がある。	担当の訪問看護職員	苦情やトラブルの場合は、管理者が苦情解決責任者であり、対応マニュアルに沿って対応が実施され、記録もされている。クレームや疾患、状況に応じた対応の手引など、具体的な記載があり、適宜の見直しとともに活用されている。 トラブルに際しては、組織的に対応し、職員をフォローしながらも、担当職員の交代など利用者の意向を尊重した配慮をしている。

評価対象	評価分類	評	価	項	目	評	価	細	I B	評価	衤	<u></u>	眼点	講 評 (評価細目ごと)
	2	(4)					者の は、 に 状 え	担当	な職者聞努る。	a )			援助困難な状況でのケース会議とは別に、その担当訪問看護職員の日常業務でのストレスを受けとめ、支えることを目的にした担当職員との定期的な面談、および担当や前担当職員と管理者等による短時間ミーティングなどを設定している。 解決が難しい状況で管理者は、指示や励ましではなく、大変な気持ちを受けとめ、傾聴、受容による支えで担当者の気持ちが変化したか(カウンセリング効果)の記録がある。	師のチーム制や状況に応じて、複数訪問、管理者のサポートなど配慮がなされている。事例に応じて、医療関係者、地域包括支援センター、福祉関係機関などとも連携して取り組んでいる。
							含にやのが等に	び担病ら参 経た当等れ加	職験研利のるすし 員年修用知研るて も数 者識修機い	a )		241	非常勤の職員も対象に含め経験年数に応じた研修カリキュラムがあり、該当者に受講を促している。 医学の進歩に沿った新しい技術の習得、研鑽を積むための研修への参加を職員に促している。 対応の難しい疾病を持つ利用者や認知症などの利用者を担当する職員に該当する疾病・障害の知識が得られるような患者会などの場や研修機関を紹介できる系統的な体制があり、活用されている(研修費用を事業者が負担するか否かは問題でない)。	な個々の研修に積極的に参加して研鑽を つみ、質の高いサービス提供を目指している。 事業所の目指す方向に合わせた資格取得(介護支援専門員、算定要件資格)に 努力するとともに、各自の専門性や希望にも配慮し、研修計画の策定と参加、それて資料の回覧やカンファレンスでの共
	継続 3サービスの開始・	15	ナー E D 開始 こ行っ る。	を通	鱼切		して	サー 必要	者に対 ビス情 てい	a )		244 245	インターネットを利用して、事業所及びサービスの内容等を紹介したホームページを作成し公開している。 理念や、実施する福祉サービスの内容を紹介した資料を、公共施設等多数の人が手にすることができる場所に置いている。 事業所及びサービスの内容等を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 問い合わせへの対応担当者を定めている。	している。 地域の医療機関や開業医、公共施設な どにパンフレットを置いている。

評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼点	講 評 (評価細目ごと)
ന	(1)	サービスの開始 にあたり利用者 等に説明し同意 を得ている。	a )	248 249 250 251	サービス開始時に、サービス内容や料金等が具体的に記載された重要事項説明書を用いて利用者に説明している。 利用契約書を取り交わしている。 重要事項説明書及び契約書の文字の大きさは読みやすいものとなっている。 説明にあたっては、利用者や家族等が理解しやすいような工夫や配慮(例えば日常生活自立支援事業の活用)を行っている。 利用の決定について迷っている人には即答を求めず、余裕をもって自己決定できるようにしている。 利用者が、いつでも契約の解除ができることを説明している。	大きさを内容により変えるなど、見やすいような工夫をしている。 説明は、利用者、家族が同席の上、利用者に合わせて丁寧に分かり易い言葉が得られるよう配慮している。 契約が成は迅速であるが、利用を契約がは、独得するまで待つは、独得するまで持つようには、対している。また、契約解除の説明も実施している。
	(2) サービスの継 続性に配慮行っ た対いる。	他の施設への移 行などにあたり サーに配慮 性に配ってい る。	a )	254	他の事業所への移行、施設入所、家庭での自立した生活などにあたり、サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 サービス終了した後も、組織として利用者や家族等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 サービス終了時に、利用者や家族等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。 サービス終了時に、利用中の状況を踏まえ、介護に必要な情報やアドバイスを利用者及び家族に行っている。	類作成やサービス担当者会議を実施している。 サービス終了時は、担当者の名刺の裏に、「いつでも相談にのります」と書いたスタンプを押して渡している。サービス終了後も相談を受けており、助言や他機関に紹介した事例もある。 機関に紹介した事例もある。 「機関に初の事例などは後日、訪問時に個人を偲び、家族をねぎらい、対話にも努

評価評価対象分類	評 価 項 目	評価細目	評価	着	眼点	講 評 (評価細目ごと)
4 サー ビス実施計画の策定	(1) 利用者のアセ スメントを 行っている。	定められた手順 に従ントを行って いる。	a )	258 259 260 261	アセスメントの様式が統一されている。 利用者の身体状況や、生活状況等を、組織が定めた統た様式によって把握し記録している。 アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めてい 定期的にアセスメントの見直しが行われている。 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によは医師や弁護士など組織以外の関係者も)が参加してセスメントに関する協議を実施している。 利用者一人ひとりの具体的なニーズや課題がサービス計画上に明示されている。	アセスメントは1ヶ月ごとに実施し、担当者やそのチームで経過報告書を作成る。 し、事業所内で回覧している。報告書は、医師や介護支援専門員などに報告している。 サービス実施計画に基づきアセスメント、評価見直しが毎月実施されて、適切な記録に努めている。
	(2) 利用者に対す るサービス実 施計画を策定 している。	サービス実施計画を適切に策定している。	a )	264 265 266 267 268	訪問看護計画に利用者又はその家族の希望が記載される。 訪問看護計画を利用者又はその家族に説明し、同意の ンを得ている。 訪問看護計画に主治の医師の指示からの指示書の内容 映されている。 訪問看護計画には長期目標・短期目標が明確に記載さ いる。 訪問看護計画の目標として心身機能の維持・回復を盛 んでいる。 訪問看護計画は利用者の自立支援を重視したものとないる。 意思表示が困難な利用者の希望・要望の聴取に関する 事項がマニュアルに記載されている。	沿って適切に計画が記載されている。 利用者や家族に対して説明し、意思表 利が国難な方にもコミュニケーショ望の聴取を工夫するなど、希望・要望の取に努めている。 看護事所であり、生活全般を見通しての計画でであり、生活の継続、計画に位すでありている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼点	講 評 (評価細目ごと)
	4	(2)	定期的にサービ ス実・見直しを 行っている。	a )	271 272 273 274 275 276	訪問看護計画の見直し時期(最長3ヶ月)が計画上に明示されている。  訪問看護計画は定期的に見直すほか、必要に応じて随時見直している。  訪問看護計画の見直しは、利用者又はその家族の希望を取り込んで行なっている。  訪問看護計画の変更を利用者又はその家族に説明し、同意のサインを得ている。  3ヶ月に1回以上ケアカンファレンスを実施し、サービス実施計画の評価をしている。  見直しによって変更したサービス実施計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。  訪問看護計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。  訪問看護計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	従って実施されている。緊急に変更する場合についても手順に記載され、特別指示書の対応など仕組みが整備され周知されている。 変更された計画は、朝夕のミニカンファレンスなどで周知している。まれている。 見直しは毎月実施しており、必要に応じて、使例カンファレンスで事例検討を行うケースもある。
		(3) 個別業務と全体の目標との関連を明確にしている。	居宅 日本	a )	278	訪問看護計画を担当する全ての訪問看護職員に渡して、説明した記録がある。 明した記録がある。 担当する利用者の居宅サービス計画の目標を説明し、訪問 看護計画の目標との関連を指導した記録がある。	報が個人ファイルに整備してあり、職員 に回覧しており、いつでも閲覧が可能な

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着    眼	点	講 評 (評価細目ごと)
	4	(3)	利用者の生活全別を表すのと話を出生活を対象を表別ででである。	a )	279 訪問看護計画を担当する全ての訪問。当業務の果たす役割を説明した記録。 280 担当する利用者の居宅サービス計画。 員が訪問と訪問のあいだの生活を理解 観察と報告のポイントが分かるよう。 る。	がある。 を説明し、担当看護職 解し、業務での配慮、	が見やすい場所に入っており、図や写真 も用いて業務での配慮、観察、報告のポ イントが記載されている。また、業務で の配慮について職員に周知されている。
	5職員の接し方とケ	(1) 訪問看護が適 切に提供され ている	訪問のたびに健 康状態のチェッ クがなされ、記 録されている。	a )	281 訪問中に観察された健康状態を示す ルサインが記録されている。  282 普段と異なる健康状態が把握された 伝え、どのように対応されたのか記録	場合、その情報を誰に	記入されており、状況に応じて必要な情報が記載されている。
	ソアの内容		利用者の状態に あわせた訪問看 護を職員全員が 安全に提供して いる。	a )	283 新たに担当になる訪問看護職員の初日 よる同行訪問による指導がされ、習れている。  284 認知症症状をもつ利用者には、不安内容を含んだマニュアルがある。  285 独居又は高齢者2人暮らし世帯の担意していない間の生活状況や危険を接事門員、他の居宅サービス事業者あ。  286 訪問看護職員は、本人の意欲を促し、れるような工夫をする指導したマニュ	得状況の結果が記録さ や心の世界を理解する 当訪問看護職員は、訪 把握するために負介で などと情報交換してい 、できる限り自分でや	行訪問し、利用者や家族の思いを含めた情報収集に努め、利用者の意思を尊重した支援を目指している。 認知症、独居や高齢者二人世帯、老々介護など利用者の状況を把握し、生活全般を多角的な視点で検討している。介護支援専門員や民生委員、各関係者と連携して「連絡ノート」や電話連絡で情報交換に努めている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	講 評 (評価細目ごと)
	5	(2) 家族介護者と 訪問看護職員 との援助関係	本人と家族の意 向が異なる場 合、を接りの 視点が導してい る。	a )	288	利用者本人と家族の意向が異なる場合に、 係経緯、家族の考え方を理解するためにケ 担当職員に指導した記録がある。 指導の上で、家族介護者と訪問看護職員と 善状況を継続的に確認した記録がある。	ア会議を行い、の援助関係の改	な立場で根気よく傾聴し、関係者で情報 を共有し、どちらかに偏ることのないよ う努めている。